(合同会社 雛型)

定款

○○○○合同会社

# ○○○○合同会社 定款

## 第1章 総 則

# 第1条 (商号)

当会社は、○○○○合同会社と称する。

# 第2条 (目的)

当会社の目的は、以下の事業を営むことを目的とする。

- 1. \_\_\_\_\_の企画、開発
- 2. \_\_\_\_\_の製造、販売
- 3. \_\_\_\_\_の管理、運営
- 4. 前各号に附帯関連する一切の事業

# 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都\_\_\_\_区に置く。

## 第4条 (公告の方法)

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員および出資

## 第5条 (社員の氏名、住所および出資)

社員の氏名、住所および出資の目的及び出資の価額は、次のとおりである。

氏 名 \_\_\_\_\_

出資の目的: 金銭

出資の価額: 金\_\_\_\_\_円

## 第6条 (社員の責任)

当会社の社員は、すべて有限責任社員とする。

#### 第3章 業務の執行および会社の代表

# 第7条 (業務の執行)

- 1. 当会社の業務は、業務を執行する社員が決定する。
- 2. 当会社の業務を執行する社員は、\_\_\_\_\_とする。

#### 第8条 (代表社員)

当会社を代表する社員は、\_\_\_\_とする。

#### 第9条 (職務執行者)

法人が当会社の業務執行社員である場合には、当該法人は、当該業務執行社員の職務を行うべき者を選任するものとする。

## 第10条 (定款の変更)

定款の変更は、社員の全員の書面による同意をもって行うものとする。

### 第4章 社員の入社および退社ならびに持分の譲渡

# 第11条 (入社)

新たな社員を入社させるには、社員の全員の同意を得なければならない。

# 第12条 (退社)

いずれの社員も、6か月前までに当会社に対して、予告をすることによって、事業年度の終了の時において、退社することができる。

2 前項の規定にかかわらず、いずれの社員も、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

- 3 前2項の場合のほか、いずれの社員も次に掲げる事由により退社する。
  - ① 社員全員の同意
  - ② 当該社員の死亡
  - ③ 合併(合併により当該社員が消滅する場合の合併に限る。)
  - ④ 当該社員の当社からの除名
- 4 いずれの社員も次に掲げる一つ以上の事由により退社する。
  - ① 当該社員に対して破産手続開始の決定が下されたこと。
  - ② 当該社員の解散(本第4項第①号または上記第3項第③号に定める事由による解散の場合を除く。)
  - ③ 当該社員について後見開始の決定があったこと。

#### 第13条 (持分の譲渡)

いずれかの社員が自らの持分を他者に譲渡しようとするときは、他の社員全員の同意を得なければならない。

#### 第5章 計算

#### 第14条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年●月1日から(翌年)●月●日までとする。

#### 第6章 解散

#### 第15条 (解散)

当会社は、次に掲げる事由によって、解散する。

- ① 総社員の同意
- ② 社員が欠けたこと。
- ③ 合併(当該合併により当会社が消滅する場合の合併に限る。)
- ④ 当社に対する破産手続開始の決定
- ⑤ 会社法第824条第1項または第833条第2項の規定による当社の解散を命ずる裁判

# 第7章 附則

第 16 条	(最初の業務執行社員及び代表社員)					
当会社の最初の業務執行社員および代表社員は、とする。						
第 17 条	(最初の事業年度)					
当会社の最初の事業年度は、設立の日から平成●年●月末日までとする。						
第 18 条 (補 則)						
この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従うものとする。						
以上、〇〇〇〇合同会社設立のためこの定款を作成し、社員以下に記名押印する。						
平成	F 月	日				
		社 員	東京都	_K	丁目番	号 (実印)
		社 員	東京都	<u>X</u>	丁目番_	_ <del>5</del>
						(実印)